

定 款

株式会社一家ホールディングス

第1章 総 則

【商 号】

第 1 条 当会社は、株式会社一家ホールディングスと称し、英文では Ikka Holdings Co., Ltd. と表示する。

【目 的】

第 2 条 当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 飲食店の経営
 - (2) 飲食店に対する経営コンサルティング業および関連業務
 - (3) ブライダル施設の運営、ブライダルに関するコーディネートおよびプロデュースなどのブライダルサービス事業
 - (4) 旅館、ホテルの運営
 - (5) 旅館、ホテルに対する経営コンサルティング業および関連業務
 - (6) キャンプ場、バーベキュー場、アミューズメント施設等の運営
 - (7) キャンプ場、バーベキュー場、アミューズメント施設等に対する経営コンサルティング業および関連業務
 - (8) 前各号に付帯する一切の業務
- 2 当会社は、前項各号の事業を営むことができる。

【本店の所在地】

第 3 条 当会社は、本店を、千葉県市川市に置く。

【機関】

第 4 条 当会社は、株主総会、取締役のほか、以下の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会
- 3. 会計監査人

【公告の方法】

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを

得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

【発行可能株式総数】

第6条 当会社の発行する株式の総数は、18,560,000株とする。

【自己の株式の取得】

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

【単元株式数】

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

【単元未満株式についての権利】

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

【株主名簿管理人】

第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。

【株式取扱規程】

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

【招 集】

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

【定時株主総会の基準日】

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

【招集権者および議長】

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

【決議の方法】

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

【議決権の代理行使】

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

【員数】

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。

当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

【選任の方法】

第19条 当会社の取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

【任期】

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

【取締役会の招集および議長】

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役の全員の同意があるときは、取締役会は、招集の手続きを経ないで開催することができる。

【重要な業務執行の決定の委任】

第22条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

【取締役会の決議の省略】

第23条 取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

【取締役会規程】

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

【役付取締役】

第25条 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

【代表取締役】

第26条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。
取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

【報酬等】

第27条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

【取締役の責任免除】

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

【監査等委員会の招集通知】

第29条　監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査等委員の全員の同意があるときは、監査等委員会は、招集の手続を経ないで開催することができる。

【監査等委員会規程】

第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章　会計監査人

【選任方法】

第31条　会計監査人は、株主総会において選任する。

【任期】

第32条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章　計　　算

【事業年度】

第33条　当会社の事業年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

【剩余金の配当の基準日】

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。そのほか基準日を定めて剩余金の配当を行うことができる。

【中間配当】

第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

【配当の除斥期間】

第36条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

第1条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から令和4年3月31日までとする。

第2条（最初の取締役の報酬等）

1. 第27条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定期株主総会の終結の時までの期間の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額200,000千円以内とする。
2. 第27条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定期株主総会の終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額40,000千円以内とする。

第3条（附則の削除）

本附則は、当会社の最初の定期株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。